

【 ii 総務課・少子化対策企画室関係】

1. 年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の取扱いについて

(1) 地方増収分の取扱いについて

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分について、平成24年度においては、次のとおり国と地方の負担調整を行うこととしている。

地方増収分（5,050億円）の取扱いについて（平成24年度）

- ①現金給付の地方負担 1,087億円（国：地方＝2：1）
※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
- ②子ども手当特例交付金 1,353億円
- ③減収補填特例交付金 500億円
- ④地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円
 - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93億円）
 - ・地域子育て創生事業（124億円）
 - ・子ども手当事務取扱交付金（98億円）
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）
- ⑤平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

なお、平成25年度以降の対応として、平成25年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675億円）及び⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討することとしている。

(2) 子育て関係事業の一般財源化等について

平成24年度予算（案）の編成に当たっては、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分について、平成21年12月23日付け4大臣合意及び平成22年12月20日付け5大臣合意の趣旨を踏まえ、国と地方の負担調整を行うこととし、子どものための手当の負担への充当などに加え、子育て関係の国庫補助負担金の一般財源化の措置を実施したところである。（関連資料1、2参照）

具体的には、子育て支援交付金（平成23年度予算額：500億円）のうち、「次世代育成支援対策推進事業」のうちの3事業、「地方独自の子育て支援推進事業」及び「子育て支援環境整備事業」のすべての事

業について、一般財源化を図ることとしたところである。(一般財源化措置額：93億円)。

また、平成23年度第4次補正予算において、安心こども基金で実施していた「地域子育て創生事業」を平成23年度末をもって終了し、一般財源化を図ることとしたところである(一般財源化措置額：124億円)。

なお、「地域子育て創生事業」のうち、平成24年度以降の子どものための手当に係るシステム改修など、子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等については、引き続き安心こども基金において実施することとしている。

この他、子育て支援交付金に係る平成24年度概算要求に盛り込んでいた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業」(124億円)について、平成23年度第4次補正予算で、安心こども基金に組み替え、従来から実施している施設整備支援と併せて実施することとしたので、ご了解願いたい(詳細は後述)。

さらには、「子ども手当事務取扱交付金」について、従前の児童手当分に係る事務費が既に一般財源化されていること、また、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化することから、交付事務の簡素化の観点も踏まえて、一般財源化することとしたところである(一般財源化措置額：98億円)。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、今般の一般財源化の趣旨を踏まえた上で、引き続き子育て関係事業の積極的な推進に努められるとともに、このことについて、管内市町村への周知をお願いしたい。

2. 安心こども基金について

安心こども基金については、平成23年度第4次補正予算において、1,234億円（文科省を含め1,270億円）を積み増すとともに、事業実施期限を平成24年度末まで延長することとしたところ。

（関連資料3参照）

具体的な内容としては、保育サービス等の充実として、平成24年度概算要求において「日本再生重点化措置」枠で要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化」（124億円）を基金に組み替え、従来から実施している保育所の整備費支援と併せて実施するほか、ひとり親家庭等への支援、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化の事業を実施することとした。

一方、地域子育て創生事業については、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日4大臣合意）により、地方独自の事業部分を平成23年度末で終了することとしているが、平成24年度以降の子どものための手当に係るシステム改修など子育て支援策に係る電子システムの改修への補助や、東日本大震災により被災した子どもへの支援等は、継続して実施することとした。

3. 地域における子育て支援の充実について

すべての子育て家庭を対象として、子育て親子の相互交流、育児相談・助言等を行う「地域子育て支援拠点」は、子ども・子育てビジョンに基づき平成26年度末までに全国で1万か所（中学校区に1か所程度）の設置を目標としており、平成22年度においては7,354か所（地方単独分を含む）が設置されているところである。＜対前年度220か所増＞

特に、地域子育て支援拠点における日々の活動を通じて、保護者と支援者のつながり、保護者間のつながりを深めていたことが、東日本大震災後において乳幼児を抱える親子の状況把握や保護者の育児不安の軽減に大きな役割を果たしたことを踏まえれば、地域子育て支援拠点を身近な地域に設置し、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を確保することが重要であるので、各自治体におかれては、積極的な設置促進を図られたい。

なお、子ども・子育て新システム基本制度WTの第19回、第20回資料において、地域における子育て支援の充実に関する「市町村の先駆的な取組事例」を紹介しているので、各自治体において今後の施策の推進にあたって参考とされたい。

（神奈川県横浜市）

- ◇ 地域の子育て支援の総合的な拠点として、各区に1か所、地域子育て支援拠点の整備を進め、平成23年度に全18区への設置が完了。
- ◇ 地域子育て支援の専用施設として、民間ビルや公の施設の一部に、約300㎡程度の広さを備えて運営し、子育て家庭のための支援として、親子の居場所の提供、子育て相談、情報提供を行う。
- ◇ 独自の機能として、子育て支援のネットワークの推進及び構築と、子育て支援に携わる人材の育成を実施し、地域の子育て力を高める取組を推進している。

（以上、センター型）

- ◇ 子育て中の当事者によって行われていた、親子の交流の場を提供する市民活動を支援する形で事業開始。
- ◇ 商店街の空き店舗、民家などを活用して、親子の居場所（交流・つどいの場）の提供、子育て相談、子育てに関する情報提供を行う。（35か所）
- ◇ 養育者にとって身近な場所で一時預かりが利用できるよう、理由を問わ

ない一時預かりを追加機能として位置付け、原則として広場の実施時間内で実施。(16か所)

(以上、ひろば型)

(山梨県北杜市)

- ◇ 地域コミュニティ形成と子育て支援等の機能を充実させるため、新たに設置する武川コミュニティ施設内に、放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点事業の子育て支援機能を複合的に整備し、平成25年度より事業を実施する予定です。
- ◇ この施設には放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点事業の子育て支援機能のほか、図書館、ホール等といった地域コミュニティの中核となる機能を備えます。
- ◇ これにより集中的な子育て支援を行えるほか、子育てを地域全体で支援する体制づくりを行うことが期待されています。
- ◇ また、放課後子ども教室(ほくとワクワク教室)とも連携を図り、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動や世代間交流等を行う取り組みを実施する計画です。

(三重県名張市)

- ◇ 名張市マイ保育ステーション事業の取組

近年の核家族化により、近所との交流も少なくなり、母親と子どもだけになっている家庭が増えています。このような状況の中で、子育てに一人で悩みストレスが溜まる毎日に追い込まれた結果、子どもが被害者となる悲しい事故が発生するケースも少なくありません。

育児に不安を抱いている妊婦や、子育ての最中にある親子を孤立させないように、相談できる場、気分転換できる場、友だちをつくれる場、ゆとりを取り戻せる場等の居場所が必要となっています。

マイ保育ステーション事業は、地域の身近な子育て支援の拠点として、身近な保育所(園)に「マイ保育ステーション」を設置し、妊娠時からおおむね3歳未満の未就園児を持つ家庭の子育て支援を行なうとともに、育児不安の解消を図ることを目的としています。

(大阪府池田市)

- ◇ 平成17年、市の子育て支援策の基本となる「池田市子ども条例」を制定。
- ◇ 平成23年9月、同条例の理念を受け継ぐとともに、子ども・子育て新システムに掲げられた大きな枠組みに向けてこれからの施策を進めるため、子ども条例を改正。

<子ども条例の主な改正の内容>

- (1) 幼保一体化推進の明記
- (2) 家庭における養育支援・一時預かりの充実
- (3) 事業計画の策定や子ども・子育て会議の設置

- (1) 幼保一体化の推進を明記し、保育所・幼稚園の一体化を進める考え。
- (2) 「子育て負担の軽減」を「子ども・子育て家庭への支援」に改め「家庭における養育支援の充実」等を追加
- (3) 新システムの中で示された池田市版の事業計画の策定や子ども・子育て会議の設置について言及。

<子ども・子育て基金の設置>

- 平成23年9月、本市の子育て支援施策の経費に充てるため「子ども・子育て基金」を設置（1億円）
- 今後、子ども条例の改正の趣旨にしたがって事業を進めるにあたり、同基金を活用。

(高知県奈半利町)

- ◇ 平成21年7月1日より「あったかふれあいセンター事業」を実施。
- ◇ 少子高齢化が急速に進む中、住民が住み慣れた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的にサロン事業を開催。<世代を超えた共生型の集いの場を目指す>
- ◇ 拠点を保健福祉センターにおいて、日中誰もが自由に保健福祉センターに集まり交流して過ごすことができる体制を整える。
- ◇ 利用者としては、
 - ・ 障害者の方が集まり、喫茶や朝食モーニングサービスを行う（週1回）
 - ・ 地域の高齢者の方が喫茶やモーニングサービスにお客さんとして顔を出してくれる。
 - ・ ウェルカムランチを開催し、子育て中のお母さんや近くで勤めているサラリーマンが来所（月1回）
 - ・ 夕方頃になると、学童の子どもが集まり、センター内には元気な声が響き渡っている。
- ◇ 地域の方が講師となり、ビーズ教室・リフォーム教室を開催。
- ◇ リハビリ訓練を兼ねて作業に取り組むグループ活動を実施。
- ◇ 乳幼児の一時預かり事業を実施。（平成23年3月15日より）
- ◇ 地域の集会所におけるサテライト型のミニデイ活動を実施。（7か所）
介護予防に視点をおきながら地域の特色を活かした活動を展開している。

(URL : 第19回資料)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/kihon/k_19/index.html

(URL : 第20回資料)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/kihon/k_20/index.html

○ その他（上記資料に掲載がないもの）

（福岡県添田町）

- ◇ 子育てに関する情報不足の改善や育児負担の軽減を図るため、携帯電話を活用し、子育て相談、情報提供、子どもの成育歴や既往歴等の記録を行う取組を実施。
- ◇ 同町において、就学前児童を持つ家庭の約8割が同ネットワークに参加している。

4. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成24年度予算（案）において、27億円計上したところである。

なお、平成23年度まで年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定の児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費）において実施してきた児童館、児童センターの整備について、平成24年度より当該交付金へ移行することとしたので留意願いたい。

また、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

② 安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算、第2次補正予算及び平成22年度補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成23年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成24年度末まで延長したところである。

また、保育所の整備事業等について、平成24年度中に工事に着手し、25年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

③ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉

施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④ 木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>））

⑤ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥ 財産処分の承認基準の見直しについて

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図っているところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組を推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

② 児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体

制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③ 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応

を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成23年12月13日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成23年11月18日雇児総発1118第1号、社援基発1118第1号、障企発1118第1号、老総発1118第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「今冬のインフルエンザ総合対策について（平成23年度）」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑤ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成22年3月改正）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

社会的養護施設については、昨年9月の児童福祉施設最低基準の改正により、第三者評価の義務化（平成24年4月1日施行）を行い、3年に1回以上の受審と評価結果の公表を義務づけたところである。

平成24年度予算では、受審費用として1回30万円の範囲で措置費に算定することとしている。

⑥ 被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知している。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

⑦ 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところである。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年（予算）から移行し、平成27年（予算）には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移

行が図られるよう、管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

（3）社会福祉施設等の防災対策について

① 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消化対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。（乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているので

ご活用いただきたい。)

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

さらに、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）
- ・「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号）

② 児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、

都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成22年に実施した「社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査」の調査結果によると、社会福祉施設等の全国の耐震化率は81.3%となっており、児童福祉施設等の耐震化率は71.4%と下回っている。(関連資料4参照)

各都道府県市におかれては、この調査結果を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について(通知)」(平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(保育所等については安心こども基金)の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成23年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府

県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

④ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いします。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

5. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

なお、平成23年10月より児童福祉施設の設置者等に対して子ども手当が支給されることから、平成23年9月30日付けで「児童福祉行政指導監査実施要綱」の一部改正を行い、児童福祉施設の指導監査事項として、「子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか」を追記したので留意願いたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関等との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。

- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

また、上記留意事項等について保育課より、「保育所運営費国庫負担金の適正な執行について」（平成24年1月11日付事務連絡）を发出しているので、併せて留意願いたい。

（3）都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

[総務課・少子化対策企画室：関連資料]

地方増収分（使途未定分）の取扱いについて

1. 平成24年度における取扱い
 - ① 現金給付の地方負担 1,087億円
国：地方＝2：1（恒久化）
※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
 - ② 子ども手当特例交付金 1,353億円
平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
 - ③ 減収補填特例交付金 500億円
平成24年度税制改正に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振り替える。
 - ④ 地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円
 - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93億円）
 - ・地域子育て創生事業（124億円）
 - ・子ども手当事務取扱交付金（98億円）
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）
都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の2%分）。
 - ⑤ 平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

3. 平成25年度以降の対応

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675億円）及び1. ⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

子育て関係事業の一般財源化等について

年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分について

- ①子どものための手当の国と地方の負担を2:1とする(1,087億円)
- ②子ども手当特例交付金を整理する(1,353億円)

とともに、下記の事業について、地方の自由度の拡大にあわせて一般財源化等を実施することとしたものである。

平成23年度予算

○子育て支援交付金(500億円)

①次世代育成支援対策推進事業(12事業)

【特定事業】(6事業)

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業のほか4事業

【その他の事業】(6事業)

- ・次世代育成支援人材養成事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- ・子どもの事故予防強化事業
- ・へき地保育所費
- ・家庭支援推進保育
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

②地方独自の子育て支援推進事業

③子育て支援環境整備事業(4事業)

- ・民間児童館活動事業
- ・児童福祉施設併設型民間児童館事業
- ・地域子育て環境づくり支援事業
- ・地域組織活動育成事業

④待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

(運営費支援)

平成24年度予算案

○一般財源化された事業(93億円)

①次世代育成支援対策推進事業

【その他の事業】のうち3事業

- ・次世代育成支援人材養成事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- ・子どもの事故予防強化事業

②地方独自の子育て支援推進事業

③子育て支援環境整備事業(4事業)

- ・民間児童館活動事業
- ・児童福祉施設併設型民間児童館事業
- ・地域子育て環境づくり支援事業
- ・地域組織活動育成事業

○子育て支援交付金(307億円)

①次世代育成支援対策推進事業(9事業)

【特定事業】(6事業)

【その他の事業】(3事業)

○安心子ども基金に組替え(124億円)(注)

- ①保育サービス等の充実
待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
(運営費支援)

※ 上記アンダーラインの事業が一般財源化された事業。

※ (注)待機児童解消「先取り」プロジェクト事業(運営費支援)については、平成23年度第4次補正予算案で安心子ども基金に組み替え、従来から実施している施設整備費支援と併せて実施。

平成23年度予算

○子ども手当事務取扱交付金(98億円)

※ 「子ども手当事務費交付金」については、従前の児童手当分に係る事務費が既に一般財源化されていること、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化することから、交付事務の簡素化の観点も踏まえ、一般財源化を実施。

一般財源化(98億円)

平成24年度予算案

平成23年度第4次補正予算案

○安心こども基金

- ①保育サービス等の充実
- ②すべての子ども・家庭への支援
・地域子育て創生事業
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充
- ④社会的養護の拡充
- ⑤児童虐待防止対策の強化
- ⑥その他事業

○一般財源化された事業(124億円)

- ①すべての子ども・家庭への支援
・地域子育て創生事業

○安心こども基金の積み増し・延長(1,234億円)

- ①保育サービス等の充実(注)
待機児童解消「先取り」プロジェクト外事業(運営費支援)
(子育て支援交付金より組替え(124億円))
- ②すべての子ども・家庭への支援
・子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等は、引き続き実施
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充
- ④社会的養護の拡充
- ⑤児童虐待防止対策の強化
- ⑥その他事業

※ アンダーラインの事業が一般財源化された事業。

(「地域子育て創生事業」は、平成24年度から一般財源化。子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等については引き続き「安心こども基金」で実施。)

※ (注)については、1枚目と同様。

安心こども基金の積み増し・延長(平成23年度第4次補正予算の概要)

○安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する。

積み増し額：1,234億円(文科省分(36億円)を含めた合計は、1,270億円)

実施期限：平成24年度末まで延長(※)

※保育所の整備事業等については、24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合は助成対象とする。

(事業内容) ※【 】内は積み増し額

○保育サービス等の充実【1,121億円】(文科省分を含めた合計額は、1,157億円)

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施(「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化(※)等による、年間約5万人の受入児童数増など)。

※「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化【124億円】

- ・従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
- ・対象を待機児童のいるすべての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急時での安全対策を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
- ・「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

○子育て支援の充実や児童虐待防止対策の強化など【92億円】

- ・子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本震災により被災した子どもへの支援などを実施。(53億円)
 - ・児童虐待防止対策として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施。(39億円)
 - ・児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援などを実施。
- ※地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助)は、平成23年度末で終了(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分に対応)。

○ひとり親家庭への支援【21億円】

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援などを実施。

社会福祉施設等の耐震化状況

(部局別総括表)

施設種別	全棟数 A	S57以降 建築の棟数 B	改修の必要 がない棟数 C	改修済、 改修中数 D	耐震済 の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
雇用均等・児童家庭局関係施設	50,403	27,771	4,631	3,596	35,998	71.4%
公立	26,612	12,997	3,401	2,607	19,005	71.4%
私立	23,791	14,774	1,230	989	16,993	71.4%
社会・援護局関係施設	2,236	1,128	165	64	1,357	60.7%
公立	1,657	778	126	48	952	57.5%
私立	579	350	39	16	405	69.9%
障害保健福祉部関係施設	26,231	18,581	1,042	431	20,054	76.5%
公立	3,511	2,244	486	110	2,840	80.9%
私立	22,720	16,337	556	321	17,214	75.8%
老健局関係施設	67,351	59,813	1,109	514	61,436	91.2%
公立	9,154	7,071	433	208	7,712	84.2%
私立	58,197	52,742	676	306	53,724	92.3%
社会福祉施設等 計	146,221	107,293	6,947	4,605	118,845	81.3%
公立	40,934	23,090	4,446	2,973	30,509	74.5%
私立	105,287	84,203	2,501	1,632	88,336	83.9%

(注1)平成22年4月1日現在

(注2)全棟数は、棟数からH22以降廃止予定を差し引いたもの

社会福祉施設等の耐震化状況(雇用均等・児童家庭局関係施設)

施設種別	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
	A	B	C	D	B+C+D=E	E/A
雇用均等・児童家庭局計	50,403	27,771	4,631	3,596	35,998	71.4%
公立	26,612	12,997	3,401	2,607	19,005	71.4%
私立	23,791	14,774	1,230	989	16,993	71.4%
乳児院	159	97	8	5	110	69.2%
公立	12	5	2	0	7	58.3%
私立	147	92	6	5	103	70.1%
母子生活支援施設	313	141	31	19	191	61.0%
公立	174	62	24	7	93	53.4%
私立	139	79	7	12	98	70.5%
児童養護施設	1,586	863	115	87	1,065	67.2%
公立	112	57	27	9	93	83.0%
私立	1,474	806	88	78	972	65.9%
児童相談所	220	107	30	23	160	72.7%
公立	220	107	30	23	160	72.7%
私立	—	—	—	—	—	—
児童相談所一時 保護所	121	73	20	6	99	81.8%
公立	121	73	20	6	99	81.8%
私立	—	—	—	—	—	—
第1種助産施設	446	307	18	20	345	77.4%
公立	287	194	15	15	224	78.0%
私立	159	113	3	5	121	76.1%
第2種助産施設	23	14	1	0	15	65.2%
公立	5	5	0	0	5	100.0%
私立	18	9	1	0	10	55.6%
保育所	25,434	12,534	2,902	1,733	17,169	67.5%
公立	11,458	4,551	1,960	1,025	7,536	65.8%
私立	13,976	7,983	942	708	9,633	68.9%
情緒障害児短期治療 施設	104	63	7	2	72	69.2%
公立	24	15	6	1	22	91.7%
私立	80	48	1	1	50	62.5%
児童自立支援施設	296	131	52	29	212	71.6%
公立	271	119	52	29	200	73.8%
私立	25	12	0	0	12	48.0%
児童家庭支援センター	56	38	3	1	42	75.0%
公立	—	—	—	—	—	—
私立	56	38	3	1	42	75.0%

施設種別	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
	A	B	C	D	B+C+D=E	E/A
婦人相談所	45	31	5	2	38	84.4%
公立	45	31	5	2	38	84.4%
私立	—	—	—	—	—	—
婦人相談所一時 保護所	45	31	7	1	39	86.7%
公立	45	31	7	1	39	86.7%
私立	—	—	—	—	—	—
婦人保護施設	67	32	11	3	46	68.7%
公立	40	25	8	0	33	82.5%
私立	27	7	3	3	13	48.1%
児童厚生施設(児童遊 園を除く)	4,189	2,608	399	198	3,205	76.5%
公立	3,991	2,478	389	195	3,062	76.7%
私立	198	130	10	3	143	72.2%
母子福祉センター	41	21	4	5	30	73.2%
公立	35	20	4	5	29	82.9%
私立	6	1	0	0	1	16.7%
母子休養センター	2	1	0	0	1	50.0%
公立	1	1	0	0	1	100.0%
私立	1	0	0	0	0	0.0%
母子健康センター	28	10	1	0	11	39.3%
公立	28	10	1	0	11	39.3%
私立	—	—	—	—	—	—
職員養成施設	21	8	7	3	18	85.7%
公立	6	0	5	0	5	83.3%
私立	15	8	2	3	13	86.7%
へき地保育所	433	266	12	10	288	66.5%
公立	423	262	11	10	283	66.9%
私立	10	4	1	0	5	50.0%
児童自立生活援助 事業所	54	35	1	2	38	70.4%
公立	—	—	—	—	—	—
私立	54	35	1	2	38	70.4%
小規模住居型児童養 育事業所	66	46	0	0	46	69.7%
公立	—	—	—	—	—	—
私立	66	46	0	0	46	69.7%
子育て支援のための 拠点施設	2,615	1,755	229	143	2,127	81.3%
公立	1,806	1,122	209	131	1,462	81.0%
私立	809	633	20	12	665	82.2%

施設種別	全棟数 A	S57以降 建築の棟数 B	改修の必要が ない棟数 C	改修済、 改修中数 D	耐震済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
放課後児童健全育成 事業実施施設	8,869	4,666	676	1,242	6,584	74.2%
公立	7,460	3,796	621	1,146	5,563	74.6%
私立	1,409	870	55	96	1,021	72.5%
認可外保育施設	5,170	3,893	92	62	4,047	78.3%
公立	48	33	5	2	40	83.3%
私立	5,122	3,860	87	60	4,007	78.2%

(注1)平成22年4月1日現在

(注2)全棟数は、棟数からH22以降廃止予定を差し引いたもの